

株主総会前後の役員等の構成などに関するアンケート集計結果
— 第 8 回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》— (抜粋)

社団法人日本監査役協会は、平成 19 年 12 月 6 日から 12 月 27 日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員 5,893 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 3,011 社(うち上場会社 1,618 社)、回答率 51.1%。

本調査は、①株主総会関連(3月決算会社の場合、平成 19 年 6 月に開催された定時株主総会)、②会社法への対応、について調べるものである。

総 括

1. 取締役会のスリム化傾向続く

- ・ 取締役の総数は、平均 8.23 人(前回調査 8.69 人)と減少した。また、取締役の総数が 10 人以下の会社は 79.2%と前回調査より 4.5 ポイント増加し、16 人以上の会社は 140 社・4.7%と前回調査より 0.9 ポイント減少した。取締役会のスリム化傾向が続いている。(問 1-4)
- ・ 社外取締役を選任している会社の割合は 56.2%と前回調査より 1.7 ポイント増加しており、外部の目を経営に取り入れたり、経営の透明性を確保したりする傾向が続いている。(問 1-4)
- ・ 執行役員制度を採用している会社は全体の 50.2%となり、初めて半数を超えた。執行と監督の分離によりガバナンス体制の強化に努めていることがうかがえる。(問 1-6)
- ・ 内部監査部門等のスタッフがいる会社は前回調査に比べ 1.8 ポイント増の 84.9%となり引き続き増加傾向にある。また、専属・兼務を合わせた平均が 5 人を超えた(5.04 人)。人員の面でも内部監査部門等を充実させる傾向が続いている。(問 1-8)

2. 監査役総数のうち、68.3%を社外監査役が占めている

- ・ 監査役のうち社外監査役が 68.3%を占め、監査役の 3 人に 2 人は社外となっている。(問 1-1)
- ・ 監査役総数(全体で 3.36 人)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率)とも、全体として大きな変化は見られない。(問 1-1)
- ・ 社外監査役の前職又は現職については、「無関係な会社の役職員」(前回調査比 2.1 ポイント増)、「公認会計士又は税理士」(同 1.2 ポイント増)及び「弁護士」(同 0.3 ポイント増)が増加しており、社外監査役の独立性を厳格に捉える傾向が強まっている。(問 1-2)
- ・ 大会社及び上場会社においては、前回調査に引き続き監査役スタッフ(監査役の補助使用人)を設置する会社の割合が増加している(それぞれ 50.8%(同 0.6 ポイント増)、51.8%(同 1.0 ポイント増)が、一方、大会社以外の会社及び非上場会社については減少した(それぞれ 25.3%(同 0.6 ポイント減)、40.3%(同 1.8 ポイント減)。(問 1-7)

3. 監査役(会)が監査役候補者の提案をした会社は、33.0%

- ・ 監査役候補者の選定にあたり、監査役(会)として監査役候補者の提案をした会社は 33.0%(前回調査比 1.9 ポイント減)となった。一方、監査役の選任議案が取締役側から監査役側に提示される前に、取締役側との事前調整を行った会社が全体の 62.5%(同 0.8 ポイント増)

(監査役の財務・会計の知見に関する調査等データ) 資料 8

を占めたほか、大会社以外の会社でも 62.2%と 6 割を超えたことから、監査役の選任に関する取締役側との事前調整が重要性を増していることがうかがえる。(問 2-2、2-3)

- ・ 任期途中で辞任監査役（辞任後、再選された場合を除く）がいた会社が 27.6%に上った。(問 3)
- ・ 定時株主総会において、監査役に関する質問や監査役または監査に関連した質問があった会社は 117 社・3.9%にとどまっている。(問 8-1)

4. 各監査役がそれぞれ監査報告を作成した会社は 7 割

- ・ 監査報告の作成にあたり、法律の趣旨に基づき「各監査役がそれぞれ監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した」会社が 70.0%に上った。(問 4-1)
- ・ 監査報告作成のための監査役会を、現に一堂に会して会議を開催する方法で開催した会社は 93.8%に上った。会社法により、テレビ会議等による開催も可能である旨が明記されたが、大多数の会社がこれまでどおり、一堂に会する方法を採っている。(問 4-5)
- ・ 連結計算書類作成会社のうち、監査役（会）監査報告につき、当協会の「監査報告のひな型」と同様に、個別・連結を纏めて作成した会社が 79.6%に上った。(問 5-4)
- ・ 「特定監査役」の選定を行った会社は 49.1%と約半数にとどまった。(問 4-6)

5. 財務・会計に関する相当程度の知見について記載をした会社は半数超

- ・ 公開会社のうち、事業報告において監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有する旨の記載をした会社は 53.9%と半数を超えた。(問 7-1)
- ・ 計算書類等を監査役会及び会計監査人に送付する前に、任意の取締役会決議を行った会社が 50.0%と半数に上った。(問 7-2-2)
- ・ 「取締役から監査役及び会計監査人への計算書類の提出」について、個別・連結「同時に提出された」会社は 71.5% と前回調査より 5.4 ポイント増加し、計算書類の個別・連結同時作成の傾向が続いている。(問 5-2)

調査概要

対 象 当協会会員（法人及び個人）のうち監査役設置会社（5,893 社）

方 法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期 間 平成 19 年 12 月 6 日から 12 月 27 日（22 日間）

回答数 有効回答数 3,011 社（回答率 51.1%）

会社法上の会社規模別		上場別（上場 1,618 社、非上場 1,393 社）		決算期別	
大会社	2,496 社	東証一部上場	907 社	3 月決算	2,312 社
大会社以外	506 社	東証二部上場	183 社	12 月決算	226 社
その他	9 社	その他上場	528 社	2 月決算	127 社
		非上場	1,393 社	その他	346 社

(注)「会社法上の会社規模別」区分における「その他」には、独立行政法人、相互会社などが含まれる。以下の集計では、これら 9 社について「上場・非上場」区分には含めているが、会社法上の「大会社・大会社以外」の区分には含めていないため、全体の回答数と「大会社・大会社以外」の合計値が一致していない。

(監査役の財務・会計の知見に関する調査等データ) 資料 8

問 1-2 社外監査役の前職又は現職 (社外監査役 1 人につき、主要なもの 1 つを選択)

(カッコ内は平成 18 年 7 月実施の第 7 回調査結果)

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員(%)	23.5 (36.6)	23.3 (37.0)	25.3 (32.2)	9.9 (23.3)	42.4 (58.2)	23.2 (35.3)	23.2 (36.0)	23.8 (28.5)	9.7 (22.7)	42.1 (56.2)
2.大株主の役職員(%)	12.6 —	13.3 —	7.6 —	12.6 —	12.7 —	12.2 —	12.9 —	6.9 —	12.3 —	12.1 —
3.取引銀行の役職員 (%)	7.8 (7.5)	8.4 (7.9)	3.7 (3.5)	10.5 (10.1)	4.2 (3.3)	7.8 (7.4)	8.3 (7.8)	4.0 (3.6)	10.3 (9.9)	4.2 (3.3)
4.取引先の役職員(%)	6.0 (5.8)	6.2 (6.0)	3.9 (2.6)	6.8 (7.1)	4.7 (3.6)	5.8 (5.9)	6.0 (6.1)	3.8 (2.8)	6.6 (7.3)	4.6 (3.7)
5.会社と無関係な会社 の役職員(%)	13.9 (11.3)	12.6 (10.5)	23.9 (21.4)	15.4 (13.0)	11.8 (8.6)	14.2 (12.1)	12.8 (11.1)	25.5 (22.9)	15.4 (13.6)	12.5 (9.5)
6.公認会計士又は税理 士(%)	11.8 (10.2)	11.5 (9.8)	14.9 (14.7)	14.9 (13.0)	7.5 (5.7)	12.3 (11.1)	11.9 (10.8)	15.8 (15.0)	15.4 (13.9)	7.9 (6.6)
7.弁護士(%)	13.0 (12.2)	13.7 (12.7)	7.6 (6.0)	17.5 (16.3)	6.7 (5.6)	13.5 (13.2)	14.2 (13.7)	7.9 (7.7)	18.2 (17.4)	6.9 (6.4)
8.大学教授(%)	1.9 (1.8)	2.0 (1.7)	0.9 (1.7)	2.6 (2.1)	0.9 (1.2)	2.0 (2.1)	2.1 (2.1)	0.8 (1.8)	2.8 (2.6)	0.8 (1.3)
9.官公庁(%)	1.8 (1.7)	1.9 (1.8)	0.9 (0.9)	2.1 (1.8)	1.3 (1.5)	1.8 (1.8)	1.8 (1.8)	1.0 (1.0)	2.1 (1.9)	1.3 (1.6)
10.その他(%)	7.7 (7.4)	7.2 (7.2)	11.2 (8.6)	7.6 (8.0)	7.8 (6.4)	7.4 (7.6)	6.8 (7.4)	10.4 (8.9)	7.3 (8.2)	7.5 (6.4)
合計(人)	6,850 (6,070)	6,083 (5,586)	750 (463)	3,983 (3,750)	2,867 (2,320)	6,904 (6,306)	6,105 (5,774)	780 (506)	4,028 (3,931)	2,876 (2,375)

- ・ 前回調査の「親会社その他大株主の役職員(上記 1 及び 2 に該当)」の数値は、「1.親会社の役職員」に記載している。
- ・ 社外監査役の前職又は現職については、前回調査から大きな変化は見られないが、「5. 会社と無関係な会社の役職員」が前回調査比 2.1 ポイント増となったほか、「6. 公認会計士又は税理士」(前回調査比 1.2 ポイント増)及び「7. 弁護士」(前回調査比 0.3 ポイント増)も引き続き増加傾向にある。

問 7 事業報告

問 7-1 会社法により、公開会社については、その事業報告において、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」(会社法施行規則第 121 条第 8 号)を記載することが求められました。貴社では、この記載を行いましたか。(公開会社のみ回答)

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1名について、記載した	558	31.0	528	31.1	30	30.0	516	32.0	42	22.8
2. 2名について、記載した	260	14.5	253	14.9	7	7.0	246	15.2	14	7.6
3. 3名(以上)について、記載した	151	8.4	147	8.7	4	4.0	140	8.7	11	6.0
4. 記載しなかった	829	46.1	770	45.3	59	59.0	712	44.1	117	63.6
回答社数	1,798		1,698		100		1,614		184	

- ・ 記載した会社が 53.9%と、半数を超えた。

問 7-2-1 貴社は「取締役会設置会社」ですか。

(カッコ内は平成 18 年 7 月実施の第 7 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 「取締役会設置会社」である	2,984 (2,159)	99.1 (99.7)	2,483 (1,925)	99.5 (99.7)	494 (226)	97.6 (99.6)	1,616 (1,292)	99.9 (99.7)	1,368 (867)	98.2 (99.8)
2. 「取締役会設置会社」ではない	27 (6)	0.9	13 (5)	0.5	12 (1)	2.4	2 (4)	0.1	25 (2)	1.8
回答社数	3,011 (2,165)		2,496 (1,930)		506 (227)		1,618 (1,296)		1,393 (869)	

問 7-2-2 会社法により、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(以下、「計算書類等」という)は、監査を受けたものについて取締役会の承認を受けなければならない旨、明確化されました(会社法第 436 条第 3 項)。

一方、会社実務においては、計算書類等を監査役(会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む)に送付する前に、取締役会において一旦決議(=会社法では要請されない任意の取締役会決議)を行うケースも見られます。

貴社では、計算書類等が監査役(会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む)に提出される前に、計算書類等について取締役会決議を行いましたか。

(問 7-2-1 で「1. 「取締役会設置会社」である」と回答した会社のみ集計)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%								
1. 行った	1,493	50.0	1,261	50.8	229	46.4	858	53.1	635	46.4
2. 行わなかった	1,491	50.0	1,222	49.2	265	53.6	758	46.9	733	53.6
回答社数	2,984		2,483		494		1,616		1,368	

- ・ 事前に任意の取締役会決議を行った会社とそうでない会社とが半数ずつに分かれた。

「2007 年における監査役制度の運用実態調査から (抜粋)」

「経理関係業務経験」

昨年 7 月に実施した「監査役制度の運用実態調査」(月刊監査役第 534 号臨時増刊号)によると、経理知識のある監査役を 1 人以上置いている会社は、下記のとおり。

回答社数 3877 社
置いている会社 2831 社 (73.0%)

この数値は、下記に当てはまる人が 1 人以上いる会社を抽出。

【社内監査役の業務経験】

監査・検査・審査 163 社 (4.2%)
経理・財務 954 社 (24.6%)

【社外監査役の業務経験】

監査・検査・審査 522 社 (13.5%)
経理・財務 1706 社 (44.0%)

【社外監査役の現・前職】

公認会計士 621 社 (16.0%)
税理士 391 社 (10.1%)

「決定権付与の必要性」

⑩ 会計監査人の報酬等に対する同意制度の実務における問題点等（複数回答）

※ 会計監査人設置会社のみ回答

- ・ 「同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報」が 51.2%と唯一半数を上回っている。これに「会計監査人からの説明・情報提供が不十分」(25.8%)、「会社法監査報酬と金融商品取引法監査報酬の区分上の問題」(25.5%)が続いている。
- ・ 「監査役に報酬決定権を付与すべき」は、8.3%である。

	全体	大会社	大会社 以外	その他	上場	非上場
回答社数(社)	3,381	3,189	165	13	1,974	1,402
1 法令上は会社法監査報酬のみが同意対象とはいえ、金融商品取引法監査と一体化した報酬額で契約しているため、会社法監査報酬のみを区分して同意することができないなど、法制度と実態との間に隔たりがある(%)	25.5	26.2	13.9	0.0	34.0	13.7
2 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要なものとは言い難い(%)	25.8	26.0	23.6	7.7	27.4	23.5
3 同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない(%)	51.2	51.6	43.0	30.8	52.8	49.1
4 会計監査人たる監査法人・事務所の経営成績や財政状態を情報開示する仕組みが必要である(%)	14.3	14.8	6.7	7.7	14.7	13.8
5 会計監査人に対し、会社が連結計算書類監査の一環として、その支出において子会社の監査も依頼しているが、当該部分の報酬について、同意判断に必要な子会社に関する情報が充分に入手できない(%)	5.5	5.6	3.0	0.0	7.1	3.2
6 報酬の同意制度だけでは、実務上十分ではないので、監査役に報酬決定権を付与することが必要である(%)	8.3	8.3	7.3	15.4	8.4	8.3
7 その他(%)	3.0	3.0	2.4	7.7	2.9	3.1
8 とくに問題はない(%)	21.9	22.0	21.2	23.1	19.2	25.7
無回答(%)	9.3	8.7	19.4	30.8	8.0	11.1

《「その他」回答》

「人員、日数、単価などの妥当性の判断が難しい」16社。「グループ会社として、親会社が実質的に決めている」12社。「同意の必要性に疑問あり」3社。「米SOXに基づく監査との区分が難しい」2社。

「業務委託契約」は、当事者が納得して初めて締結されるものであり、第三者が同意するしないということはおかしいのではないか」1社。

以上